

次世代育成支援対策推進法が改正されます

改正のポイント

- I 法の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで延長
- II くるみん認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良なものについて、
 - ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
 - ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、実施状況の公表を義務付ける



有効期限の延長については、公布の日（平成 26 年 4 月 23 日）に施行されました。
くるみんの特例認定については、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

お問い合わせはこちらへ ⇒ **TEL 027-210-5009**

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

群馬労働局雇用均等室 〒371-8567 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階